

共同使用及びサービス利用契約書

_____ (以下「甲」という。)とCAONA株式会社(以下「乙」という。)とは、次の通り契約(以下「本契約」という。)を締結する。

1. (共同使用)

1. 甲は、乙が運営するサービス(名称CAONA、以下「本サービス」という。)を利用して自己が所有する車(以下「本件自動車」という。)について、当該自動車の取得及び維持に必要な実費等を乙が紹介する共同オーナー(以下「共同オーナー」という。)と共同で負担し、その使用及び管理に関する実質的な権限と責任を分担することを承諾した。
2. 甲は、前項のために必要な共同オーナーの紹介及び共同使用に関する手続き業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。なお、乙は共同オーナーとしての地位は有しないものとする。
3. 乙は、前項により受託した業務を本サービスとして行う。

2. (登録)

1. 甲は、本件自動車を乙の定める手続きに従い登録し、本サービスの対象として提供する。
2. 甲は乙に対し、本件自動車が次の各号に該当しないことを保証するものとする。
 1. 自家用自動車(道路運送法第78条柱書)以外のもの
 2. 自動車登録番号標(道路運送車両法第11条)に、自動車登録規則第13条第1項第2号にいうアラビア数字として「3、30から39まで及び300から399まで」又は「5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで」以外のものが表示されたもの
 3. 自己の所有する自動車以外のもの
 4. 乙が別に定める台数を超えるもの
 5. 不正な改造をしたもの
 6. 安全な運行のできないおそれのあるもの
 7. 破損、汚損しているもの
 8. 法令又は契約等で共同使用又は運行を禁じられているもの
 9. その他乙が不相当と判断するもの
3. 前項(4)にかかわらず、乙は、甲以外の第三者が所有する自動車であっても、次の条件をすべて満たしている自動車については、本サービスに登録し、提供することを承認することができるものとする。
 1. 所有者が甲の2親等以内の親族である場合、又は、甲に対する金銭消費貸借の担保のために所有権を留保している者若しくは担保のために所有権の譲渡を受けた者である場合であること
 2. 本サービスを利用して共同使用させることについて承諾する旨の所有者が作成した書面を乙の請求に従い甲が乙に提出すること
4. 前項により、本サービスに登録し又は提供することを承認された場合、甲は、前項の条件を満たさなくなったとき、または、所有者が本サービスを利用して共同使用させることについての承諾を取り消したときは、直ちに乙に報告するとともに、当該自動車を本サービスに登録し又は提供することを中止するものとします。また、乙により承認が取り消された場合、甲は、当該自動車を本サービスに登録し又は提供することを中止するものとする。

3. (本サービス及び料金)

1. 共同オーナーは、乙が定める本サービスに関するサイト(以下「本サイト」という。)に定める手続きに従い本件自動車の使用を予約し、甲と合意した場合は、本サイトに定める利用料金を乙に支払い、本件自動車を利用する。
2. 乙は、本サービスとして、次の各号の内容を提供する。
 1. 共同オーナーが本件自動車を利用するための予約フォーム
 2. 予約並びに鍵及び本件自動車の受け渡しのサポート
 3. その他、利用に関するサポート
3. 本件自動車の利用にあたっては、アプリで本件自動車の鍵を開閉するものとし、本件自動車の引き渡しは、専用駐車場で行うものとする。
4. 本契約に定めのない本サービスの具体的内容は、本サイト及び別紙により定めるものとする。

5. 乙は甲に対し、共同オーナーが本件自動車を利用した後に、共同オーナーが支払った金額から本サービス提供に関する料金を減額した額を支払う。支払い方法は本サイトに記載のとおりとする。
 6. 乙は、本サービスを自由に終了させることができるものとし、終了した場合でも終了したことによる損害賠償の義務を負わないものとする。
4. (乙の手数料)
1. 甲は、共同オーナーが本件自動車を有料で利用した場合、乙に対し1時間あたり100円(税別)を利用手数料として支払う。
 2. 甲は、共同オーナーが本件自動車を利用時に「1日パック」などのサービスを利用する場合、乙に対し料金の10%を利用手数料として支払う。
 3. 甲は走行距離超過のための追加料金が発生した場合、乙に対し料金の10%を利用手数料として支払う。
 4. その他、共同オーナーが本件自動車を有料で利用した場合、甲は乙に対し料金の10%を利用手数料として支払う。
5. (甲の義務)
1. 甲は、共同オーナーによる本件自動車の使用前及び共同使用契約の有効期間中適切に本件自動車の点検を行い、不備があった場合は直ちに指摘する等、本件自動車の管理を行うものとする。
 2. 甲は、乙の承諾を得た場合を除き、共同オーナー以外に本件自動車を使用させてはならない。
 3. 本件自動車がメンテナンス等で3日以上利用が出来ない場合は、乙に承諾を得なければならない。
 4. 本件自動車が、故障の修理等で利用休止する場合、特段の事情がない限り2ヶ月以内に復旧させなければならない。
6. (共同オーナーの義務)
- 乙は共同オーナーに対して、次の義務を課すものとする。
1. 適切に本件自動車の点検を行い、不備があった場合は直ちに指摘すること。
 2. 法令を遵守し、事故を起こさないよう安全に本件自動車を使用しなければならないこと。
 3. 本件自動車を改造してはならないこと。
 4. 駐車違反により、放置違反金(道路交通法第51条の4)の納付を命ぜられた場合には、記載された納付の期限にかかわらず、直ちに、反則金の納付を行うこと。
 5. 甲に対して、直ちに、放置違反金の納付を命ぜられた旨を通知し、反則金の納付完了後、速やかに反則金の納付を完了した旨を通知すること。
 6. 本件自動車の使用時に、道路交通法に違反した場合又は事故が発生した場合、法令の定める義務を履行するほか、直ちに甲に通知すること。
 7. 本件自動車及びその積載物を破損、汚損、故障、紛失する等してはならないこと。
 8. 本件自動車又はその積載物の破損、汚損、故障、紛失等により、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。
7. (乙の責任)
1. 本件自動車の共同使用についての合意は、甲及び共同オーナーの間においてのみ成立し、乙は、契約の成否又は契約に基づく権利若しくは義務、その他本件自動車に関する一切の事項について、責任を負わないものとする。
 2. 乙は、甲、共同オーナーに関する一切の事項について何らの責任を負わないものとする。
 3. 乙は、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、1万円を上限として賠償するものとする。
 4. 乙は、本サービスに関して、甲と共同オーナー又は第三者との間で発生したトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。
8. (安心オプションについて)
1. 共同オーナーが本件自動車を利用する際、安心オプションを利用した場合、利用料金は甲に帰属する。
 2. 自損事故や破損に関しては、利用した共同オーナーが甲に与えた損害を賠償する責任が発生するが、共同オーナーが安心オプションを利用していた場合、8万円(税別)以上の損害については、甲が原状回復のための費用を支払う。

9. (権利及び地位の譲渡等)

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

10. (著作権)

本サイト及び本サービスに関して生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）等の知的財産権、その他の権利は、乙に帰属するものとする。

11. (機密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示又は提供された個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。）、顧客情報、企業情報、その他すべての情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
 - (1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
 - (3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
 - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
2. 本条の機密情報保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

10. (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができるのと同時に、被った損害の賠償を請求することができる。

11. (契約の解除)

1. 甲又は乙は、3ヶ月前に相手方に対して書面で通知することにより本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

3. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
4. 甲は、本件自動車に搭載した、「鍵デバイス」「GPSデバイス」は契約終了とともに速やかに乙に返却するものとする。鍵デバイスに利用したスペアキーは原状回復できないものとする。

12. (準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び乙は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

13. (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

14. (契約期間)

本契約の契約期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保持する。

対象車両 車体番号

_____年 月 日

(署名欄)

甲 _____

_____ 印

乙 神奈川県横浜市中区本牧三之谷35-6

CAONA株式会社

代表取締役 若園 忠義

印